

令和4年1月31日

第 1 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

# 議 事 録

日 時：令和4年1月31日（月） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

## 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

## 報告事項

第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第3号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出（農業用施設）の受理について

第4号 非農地証明について

第5号 非農地判断について

## その他

1 ため池ハザードマップの作成・公表について

## 出席委員

1番 柏木 健二	2番 田中 慎二	3番 谷 新子	4番 宮脇 和幸
5番 横段 登	6番 高本 光之	7番 立花 達也	8番 水場 光輝
10番 亀山 博司	11番 秋光 貴志	12番 大道 正孝	13番 長迫 秀
14番 新田 隆次	16番 椋開地 省二	17番 本末 満	18番 石田 尚則
19番 北村 正次			

## 欠席委員

9番 今井 満

## 推進委員

横村 満

## 事務局

高橋事務局長 川本事務局次長 出木田課長補佐 庭月野主査 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長（北村）：あけましておめでとうございます。今年もよろしく申し上げます。

出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和4年第1回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、3番 谷委員、4番 宮脇委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、9番 今井委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書、「申請農地位置図」、「ため池ハザードマップの作成・公表について」、「令和3年度委員研修会の中止について」を送付しています。また、本日配付した資料は、「農地パトロール調査実績表（9~12月・1~2月）」、「JAくれだより第80号」です。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、音戸町早瀬1丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で1,227㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は相続で取得したが、維持管理が困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、新規就農するものです。営農計画は、果樹及び野菜を作付けするものです。経営面積は、申請地だけで12アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高本委員：6番 高本です。譲受人は、申請地の他にも漁船を買って農業も漁業もやりたいということで、遊休農地の防止のためにもいいことだと思います。申請地は、一部荒れているところがありましたので、草刈りをするよう伝えました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、安浦町大字安登字日野浦〇〇〇〇番ほか1筆、地目は畑及び田、面積は合計で674㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は高齢で耕作困難なため、譲受人に贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し、水稻等を作付けするものです。経営面積は、自作地だけで123アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：10番 亀山です。申請地の近くに譲受人が耕作しているところがたくさんあり、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、蒲刈町大浦字竹之内〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は48㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方で、耕作困難なため売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大するものです。営農計画は、野菜を作付けするものです。経営面積は、43アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：13番 長迫です。申請地は、きれいに管理されており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、蒲刈町大浦字岡谷〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で665㎡の第2種農地で、呉市空き家バンクに登録された空き家に付随する農地としての指定を受けています。申請の事由につきましては、譲渡人は、県外に居住しており耕作困難なため譲受人に空き家とセットで売却するもので、譲受人は、これを購入し移住するものです。営農計画につきましては、野菜及び果樹を作付けする予定です。当該農地につきましては、呉市空き家バンクに登録された空き家に付随する農地に指定されており、下限面積は0.1アールが適用されます。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：13番 長迫です。譲受人は、申請地に野菜や果樹を植える予定で、周辺的环境も良くなると思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、豊町久比字麓〇〇〇〇番ほか2筆、地目は畑、面積は合計で392㎡の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大するものです。営農計画は、果樹を作付けするものです。経営面積は、87アールありますので、下限面積10アールを満たしています。なお、5番の申請地には、譲渡人名義の農業用倉庫が建っていたため、譲渡人から別途農業用施設の農地転用届出書を受理しております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：13番 長迫です。申請地は、譲受人の自宅の近くにあり、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の3ページから5ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1か月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したものです。3ページの農地法第4条の規定による届出が2件、4ページから5ページの農地法第5条の規定による届出が2件、合計4件の届出があり、これを受理しました。なお、5条の届出事案につきましては、一度昨年11月18日付けで届出があり、これを22日付けで受理しましたが、譲受人の持分に変更が生じたため、前回の届出の撤回願と合わせて再度届出があったものです。

続きまして、議案書の6ページから7ページをご覧ください。耕作者が、農地の保全若しくは利用の増進のための道水路等を設置する場合や2アール未満の規模の農業用施設を設置する場合は、農地法の規定による転用許可は不要ですが、この場合、農地転用(農業用施設)届出書の提出を求めています。届出書の提出が4件ありましたので報告します。

続きまして、議案書の8ページから9ページをご覧ください。この1か月間に「非農地判断等に関する事務決裁規程」により処理したもので、8ページの非農地証明申請について3件を証明し、9ページの非農地判断については21件を通知しましたので報告します。

議 長：その他に入ります。1「ため池ハザードマップの作成・公表について」 呉市農林土木課より、説明をお願いします。

農 林 土 木 課：説明を行う。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和4年第2回総会は、2月28日 月曜日 午後2時 から  
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和4年第1回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時20分)